報告第２１号

地方自治法第１８０条第１項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和８年１１月１６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

地方自治法第１８０条第１項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

記

| | | |
|---|---|---|
| １　件名及び契約名 | 令和７年第４回杉並区議会定例会において議案第８１号により議決を得た「下高井戸おおぞら公園第二期整備工事」 |
| ２　金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金９８９，２４５，４００円 |
| | 変更後の契約金額 | 金１，０２４，２９４，７００円 |
| | 契約金額の増額 | 金３５，０４９，３００円 |
| ３　変更理由 | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約金額の変更が必要となったほか、工事内容の変更に伴う経費を計上する必要が生じたため。 |
| ４　専決処分年月日 | 令和８年９月２８日 |